

高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領

1 趣旨

この要領は、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱第4条第2号に掲げる高等職業訓練促進給付金等事業について、その取扱いを定めるものとする。

2 目的

就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関における修業は、母子家庭の経済的自立に効果が高いものである。

しかし、一定期間のカリキュラムを受講する必要がある一方、母子家庭の母は、生計の担い手であり、その収入が途絶えると生活を維持することが困難となるため、受講に際して当該期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際して当該期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得又は就業の状況等から母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利となり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講について高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を交付するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を修了後に交付することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

3 対象者

要綱第3条第1号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職を容易にするために必要な資格として次項に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため修業している者であること。
- (2) 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者であること。
- (3) 県内の町村に住所がある者であること。
- (4) 事前に、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所（以下「福祉保健所」という。）の母子福祉を担当する職員に相談があつた者であること。
- (5) 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない者であること。ただし、同一のカリキュラムに関して継続して高等職業訓練促進給付金を受給中である者を除く。
- (6) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条の規定に基づく訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受給していない者であること。

4 対象資格

対象資格は、次に掲げる資格とする。

なお、6か月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の①専門実践教育訓練給付の指定講座、②特定一般教育訓練給付の指定講座、③一般教育訓練給付の指定講座（情報関係

に限る) も対象とする。

- (1) 看護師(准看護師を含む。)
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 言語聴覚士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 理容師
- (10) 社会福祉士
- (11) 製菓衛生師
- (12) 調理師
- (13) 栄養士
- (14) 自動車整備士
- (15) 臨床工学技士
- (16) シスコシステムズ認定資格
- (17) LPI 認定資格

5 交付期間等

(1) 訓練促進給付金

月を単位として交付するものとし、福祉保健所が申請内容及び添付書類に不備がないものとして申請書を受理した日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(2) 修了支援給付金

修了日を経過した日以後に交付するものとし、福祉保健所が申請内容及び添付書類に不備がないものとして申請書を受理した日以後に交付するものとする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

6 交付額等

原則として、過去に受給した者については、交付しないものとする。また、訓練促進給付金については、夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外の事由により、月の初日から末日まで1日も出席のなかった月がある場合は、当該月については支給しないものとする。

7 事前相談の実施

- (1) 母子・父子自立支援員及び福祉保健所担当職員は、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談を実施する等受給希望者の事前把握に努める。
- (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲及び能力、当該資格

の取得見込等を的確に把握し、審査する。

- (3) この事業は、給付金の交付を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取する等、交付の必要性について、十分把握し、その際には、プライバシーに配慮する。
- (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、知事が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介し、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介する。

8 訓練促進給付金の交付等

(1) 交付の申請

交付を受けようとする者は、修業を開始した日以後において、知事に対して、要綱別記第2号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（高等職業訓練促進給付金等（高等職業訓練促進給付金））交付申請書（以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付し、提出しなければならない。この場合において、当該修業期間が複数年度にまたがるときは、当該各年度ごとに申請を行わなければならない。なお、3月に交付申請を行う場合は、3月31日までに高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課に到着するように書類を提出しなければならない。

(2) 添付書類

交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によつて確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

（ア）当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ）当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ウ）当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者については、納税証明書等、該当することを証明する書類

エ 入校(入所)証明書（交付申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類をいう。）

9 修了支援給付金の交付等

（1）交付の申請

交付を受けようとする者は、知事に対して、要綱別記第3号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（高等職業訓練促進給付金等（高等職業訓練修了支援給付金））交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に必要書類を添付し、修了日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（2）添付書類

交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によつて確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明することができるものに限る。）及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

（ア）当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ）当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ウ）当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者については、納税証明書等、該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明するものに限る。）。

エ 当該カリキュラムの修了証書の写し又は修了証明書の写し（修業していた養成機関の長が修了を証明する書類をいう。）

10 支払方法

原則として、交付決定を受けた本人の普通預(貯)金口座への口座振込によって交付する。

11 申請及び通知の経由

要綱別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記

第9号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式による申請、通知等は、福祉保健所の長を経由して行わなければならない。

12 修業期間中の受給者の状況の確認等

- (1) 訓練促進給付金の交付を受けている受給者は、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を福祉保健所の長を通じて知事に行うほか、習得単位証明書を定期的に福祉保健所の長を通じて知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、受給者に対し、(1) のほか、給付金の支給に関して必要があると認める報告等を求めることができる。

13 経過措置

- (1) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- (2) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和7年8月31日限りでその効力を失う。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年5月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年10月2日から施行し、同年8月30日から適用する。